

# 「職場のハラスメント防止対策」と「働き方改革関連法」説明会

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が平成30年6月29日に成立、平成30年7月6日に公布され、労働基準法、パートタイム労働法等の労働関係法が改正となりました。

また、働き方改革実行計画においては、「ハラスメント防止対策」の取組が推進されています。

広島労働局では、各企業において改正法の内容の理解と社内体制の整備等が適切に行われるとともに、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント防止対策が促進されるよう支援するため、説明会を開催します。

## 日時・場所

- (1) 平成30年 12月 25日(火) 13:30~16:00
- (2) 平成30年 12月 26日(水) 13:30~16:00

広島合同庁舎 第1号館附属棟 2階 大会議室 \*裏面参照 各日定員190人

## 内容

- 働き方改革関連法について 広島労働局 労働基準部監督課、雇用環境・均等室
- 職場のハラスメント防止対策について 広島労働局 雇用環境・均等室
- 働き方改革の推進(広島県内企業の取組事例から) 広島県 商工労働部  
働き方改革推進・働く女性応援課
- (仮題)企業成長のための女性人材活用 広島市 市民局  
人権啓発部男女共同参画課

申込方法 「参加申込書」により、広島労働局雇用環境・均等室 まで、FAX・郵送 等でお申し込みください。なお、受講票の送付等はありませんが、定員に達した場合は連絡いたします。  
※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

## 「職場のハラスメント防止対策」と「働き方改革関連法」説明会 参加申込書

参加希望日 * いずれかに○をしてください		① 12月25日(火)		② 12月26日(水)	
事業所名等		労働者数		人	
所在地・連絡先	〒	TEL ( )		-	
		FAX ( )		-	
参加者	所属・役職等	お名前			

平成30年12月18日(火) 締切

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

広島労働局 雇用環境・均等室 FAX: 082-221-2356

(〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階 TEL: 082-221-9247)

主催 広島労働局 共催 広島県・広島市

## 会場案内



### ■会場：

広島合同庁舎 第1号館附属棟 2階 大会議室  
(広島市中区上八丁堀6-30)

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。